

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【四半期会計期間】	第57期第3四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	船井電機株式会社
【英訳名】	FUNAI ELECTRIC CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	執行役社長 林 朝則
【本店の所在の場所】	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
【電話番号】	072(870)4304
【事務連絡者氏名】	事業管理部長 福家 久雄
【最寄りの連絡場所】	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
【電話番号】	072(870)4304
【事務連絡者氏名】	事業管理部長 福家 久雄
【縦覧に供する場所】	船井電機株式会社 東京支店 （東京都千代田区外神田4丁目11番5号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第57期 第3四半期 連結累計期間	第57期 第3四半期 連結会計期間	第56期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年12月31日	自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高(百万円)	240,096	95,436	277,167
経常利益又は経常損失() (百万円)	2,393	3,599	39
四半期(当期)純損失()(百 万円)	16,046	3,943	5,376
純資産額(百万円)	-	130,470	158,356
総資産額(百万円)	-	210,728	224,415
1株当たり純資産額(円)	-	3,810.66	4,630.58
1株当たり四半期(当期)純損失 ()(円)	470.66	115.68	157.71
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	-	61.65	70.35
営業活動によるキャッシュ・フ ロー(百万円)	17,788	-	13,713
投資活動によるキャッシュ・フ ロー(百万円)	9,743	-	9,475
財務活動によるキャッシュ・フ ロー(百万円)	4,546	-	8,141
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	30,814	57,100
従業員数(人)	-	2,642	2,628

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第56期及び第57期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第57期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	2,642
---------	-------

（注）従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	1,117 (142)
---------	-------------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は当第3四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で表示しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間の生産実績は次のとおりであります。

機器	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
映像機器(百万円)	22,121
情報機器(百万円)	8,832
その他(百万円)	1,254
合計(百万円)	32,208

- (注) 1. 金額は製造価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループ(当社及び連結子会社)が販売している自己ブランド製品は需要予測による見込生産を行っております。従いまして、受注状況は記載しておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績は次のとおりであります。

機器	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
映像機器(百万円)	77,945
情報機器(百万円)	10,662
その他(百万円)	6,828
合計(百万円)	95,436

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 当第3四半期連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

相手先	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)
WAL-MART STORES, INC.	35,338	37.0

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間における世界経済は、米国の金融危機が株式市場、外国為替市場のみならず实体经济にも波及し、特に昨年9月のリーマン・ショックを境に主要先進国だけでなく新興国においても景気減速が加速し不況が本格化したしました。

当民生用電気機器業界におきましては、従来なら需要拡大期である年末商戦にも拘わらず世界的な景気減速を背景とする消費マインドの冷え込みによる売上の落ち込みと液晶テレビ等の主要製品の価格下落の傾向が顕著となり収益面では厳しい環境が続きました。

このような状況下、当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の当第3四半期連結会計期間の売上高は95,436百万円、利益面につきましては、主要製品の厳しい価格競争の影響もあり、営業損失は1,047百万円、経常損失は為替差損の計上などにより3,599百万円、四半期純損失は、3,943百万円となりました。

当社グループの事業はすべて電気機械器具の製造販売に集約されており、事業区分はしておりませんが、機器別の売上高は次のとおりであります。

映像機器

映像機器では、市場縮小が続くビデオ、ブラウン管テレビ及びDVDプレーヤ関連製品は減少となりました。一方、今後の成長製品と期待されるブルーレイディスクプレーヤ、平成21年6月に地上波アナログ放送が停止する予定の米国市場向けテレビ用セット・トップ・ボックス（ ）及び北米におけるブランドライセンス契約によりPhilipsブランド製品が加わった液晶テレビが売上増加に寄与したことなどにより、当該機器の売上高は、77,945百万円となりました。

（ ）デジタル信号をアナログ信号に変換し、従来のアナログテレビで地上波デジタル放送の視聴を可能にする製品

情報機器

情報機器では、OEM先からの受注回復がみられたデジタルスチルカメラは増加いたしましたが、プリンターは厳しい競争環境によりOEM先が商品戦略の見直しを行った影響から減少となりました。その結果、当該機器の売上高は、10,662百万円となりました。

その他

上記機器以外の売上高は、6,828百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

日本

外部顧客に対する売上高は24,008百万円、営業利益は525百万円となりました。

北米

外部顧客に対する売上高は65,856百万円、営業損失は27百万円となりました。

アジア

外部顧客に対する売上高は36百万円、営業損失は1,210百万円となりました。

欧州

外部顧客に対する売上高は5,534百万円、営業損失は673百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第2四半期連結会計期間末に比べ656百万円減少し、30,814百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間における営業活動の結果獲得した資金は5,669百万円となりました。これは主にたな卸資産の減少、投資有価証券評価損及び減価償却費の増加によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間における投資活動の結果使用した資金は2,221百万円となりました。これは主に定期預金の預入及び有形固定資産の取得による支出によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間における財務活動の結果使用した資金は606百万円となりました。これは主に短期借入金の減少によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、前連結会計年度に掲げた課題のうち、タックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分については、当第3四半期連結会計期間において、次のように経過しております。

当社は、平成17年6月28日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成14年3月期から平成16年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成18年7月25日に大阪国税不服審判所に対して審査請求を、平成18年11月16日に大阪地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起いたしました。

その後、平成20年7月3日、大阪国税不服審判所より、当社の主張を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。当社は、今回の裁決は誠に遺憾であり到底承服できるものではありません。今後は、裁判において当社の正当性を主張していく所存であります。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め16,651百万円（附帯税を含め19,184百万円）であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号）が平成19年3月8日付けで改正され、追徴税額の会計処理方法が明文化されたため、平成19年3月期に「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

当社は、平成20年6月16日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成17年3月期から平成19年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。前回（平成17年6月28日付）のタックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分について大阪地方裁判所で審理が進んでいる状況において、前回同様に更正処分がなされたことは誠に遺憾であり到底承服できるものではなかったため、当社は、平成20年8月6日に大阪国税不服審判所に対して審査請求を行いました。

審査請求に基づく審理は継続中ですが、審査請求を行ってから3か月が経過し、取消訴訟を提起できる状況になりましたので、平成20年11月14日、大阪地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起いたしました。今後は、前回の訴訟と併合して審理が行われることとなります。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め15,038百万円（附帯税を含め16,838百万円）であります。これについては、第1四半期連結会計期間において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、3,171百万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	36,104,196	36,104,196	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数 100株
計	36,104,196	36,104,196	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までのストックオプションの権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19(平成13年改正前商法)に基づく新株引受権
(平成13年6月27日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	311,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	9,549
新株予約権の行使期間	平成16年1月1日から 平成22年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 9,549 資本組入額 4,775
新株予約権の行使の条件	・新株予約権行使時においても当社の取締役又は従業員であることを要する。 ・新株予約権に関するその他の細目については、平成13年6月27日開催の定時株主総会の決議に基づく取締役会決議による。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権の譲渡、質入その他の処分又は相続は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 上記の新株予約権は、旧商法第280条ノ19(平成13年改正前商法)に基づき付与された新株引受権であります。

2. 「新株予約権の目的となる株式の数」は、特別決議における新株発行予定数から既に発行した株式数及び権利喪失により発行しなくなった株式数を減じております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づく新株予約権
 (平成14年6月26日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	3,996
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	399,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	15,150
新株予約権の行使期間	平成16年8月1日から 平成23年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 15,150 資本組入額 7,575
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権行使時における条件 当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、 当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧 問のいずれかであること。 当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧 問であること。 当社又は当社子会社と締結した契約による社外コ ンサルタント及び研究者のいずれかであること。 ・その他の細目については、取締役会決議に基づき、当 社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した契 約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成15年6月25日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	3,785
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	378,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	13,646
新株予約権の行使期間	平成17年8月1日から 平成24年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 13,646 資本組入額 6,823
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・新株予約権行使時における条件 当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、 当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧 問のいずれかであること。 当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧 問であること。 当社又は当社子会社と締結した契約による社外コ ンサルタント及び研究者のいずれかであること。・その他の細目については、取締役会決議に基づき、当 社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した契 約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成16年6月24日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	3,599
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	359,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	16,167
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日から 平成25年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 16,167 資本組入額 8,084
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・新株予約権行使時における条件 当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員又は当社もしくは当社子会社と締結した顧問契約による顧問のいずれかであること。 当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧問であること。 当社又は当社子会社と締結した契約による社外コンサルタント及び社外研究者のいずれかであること。・その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成16年6月24日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	256
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	16,836
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日から 平成25年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 16,836 資本組入額 8,418
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・新株予約権行使時における条件 当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員又は当社もしくは当社子会社と締結した顧問契約による顧問のいずれかであること。 当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧問であること。 当社又は当社子会社と締結した契約による社外コンサルタント及び社外研究者のいずれかであること。・その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成17年6月23日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	3,464
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	346,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,369
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から 平成26年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12,369 資本組入額 6,185
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権行使時における条件 当社もしくは関係会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、従業員又は当社もしくは関係会社と締結した顧問契約による顧問のいずれかであること。 当社又は関係会社と締結した顧問契約による顧問であること。 当社又は関係会社と締結した契約による社外コンサルタント及び社外研究者のいずれかであること。 ・その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)「新株予約権の目的となる株式の数」は、特別決議における新株発行予定数から既に発行した株式数及び権利喪失により発行しなくなった株式数を減じております。

会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権
(平成20年6月19日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	4,317
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	431,700(注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,609
新株予約権の行使期間	平成22年8月1日から 平成29年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,609 資本組入額 805
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権行使時における条件 当社及び関係会社の取締役、執行役、監査役、会計参与、執行役員及び従業員のいずれかであること。 ・その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は当該時点において、対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数においてのみ行われるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率 (1株未満の株式は切り捨てる)

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的である株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に規定する条件により権利行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

3. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1 に準じて決定するものとします。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定するものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定するものとします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

新株予約権の取得事由

上記（注）2 に準じて決定するものとします。

（３）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 （株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増 減額 （百万円）	資本準備金残 高（百万円）
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	-	36,104,196	-	31,280	-	32,806

（５）【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 2,011,000	-	単元株式数100株
完全議決権株式（その他）	普通株式34,086,300	340,863	同上
単元未満株式	普通株式 6,896	-	一単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	36,104,196	-	-
総株主の議決権	-	340,863	-

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が300株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれております。

【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
船井電機株式会社	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号	2,011,000	-	2,011,000	5.57
計	-	2,011,000	-	2,011,000	5.57

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	4,030	4,590	3,810	3,500	3,290	2,435	2,000	1,590	1,850
最低（円）	3,340	3,570	2,665	2,700	2,275	1,821	1,020	1,243	1,200

（注） 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第1四半期連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	84,047	68,074
受取手形及び売掛金	43,351	26,841
商品及び製品	33,106	21,123
仕掛品	1,460	1,292
原材料及び貯蔵品	7,386	12,668
その他	6,160	17,407
貸倒引当金	127	286
流動資産合計	175,387	147,122
固定資産		
有形固定資産	¹ 15,618	¹ 16,772
無形固定資産	5,304	6,222
投資その他の資産		
長期貸付金	423	40,819
その他	15,628	14,520
貸倒引当金	1,634	1,041
投資その他の資産合計	14,417	54,297
固定資産合計	35,341	77,293
資産合計	210,728	224,415
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	37,197	25,811
短期借入金	18,935	13,213
未払法人税等	470	4,642
引当金	1,946	1,189
その他	18,555	15,642
流動負債合計	77,106	60,499
固定負債		
引当金	2,364	2,484
その他	787	3,075
固定負債合計	3,151	5,559
負債合計	80,257	66,058

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,280	31,280
資本剰余金	33,245	33,245
利益剰余金	111,366	129,812
自己株式	24,340	24,339
株主資本合計	151,551	169,998
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	148	63
為替換算調整勘定	21,486	12,063
評価・換算差額等合計	21,635	12,127
新株予約権	7	-
少数株主持分	546	485
純資産合計	130,470	158,356
負債純資産合計	210,728	224,415

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	240,096
売上原価	202,259
売上総利益	37,836
販売費及び一般管理費	¹ 34,563
営業利益	3,273
営業外収益	
受取利息	3,085
受取配当金	56
その他	370
営業外収益合計	3,512
営業外費用	
支払利息	282
持分法による投資損失	157
為替差損	3,514
その他	437
営業外費用合計	4,392
経常利益	2,393
特別利益	
前期損益修正益	357
固定資産売却益	6
その他	113
特別利益合計	478
特別損失	
固定資産処分損	19
特別販売協力金	850
投資有価証券評価損	2,797
関係会社整理損	634
その他	244
特別損失合計	4,547
税金等調整前四半期純損失()	1,676
法人税等	2,579
過年度法人税等	² 16,838
法人税等合計	14,258
少数株主利益	111
四半期純損失()	16,046

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
売上高	95,436
売上原価	85,216
売上総利益	10,220
販売費及び一般管理費	¹ 11,268
営業損失()	1,047
営業外収益	
受取利息	1,300
受取配当金	14
その他	21
営業外収益合計	1,336
営業外費用	
支払利息	108
持分法による投資損失	35
為替差損	3,678
その他	65
営業外費用合計	3,888
経常損失()	3,599
特別利益	
貸倒引当金戻入額	2
その他	0
特別利益合計	3
特別損失	
固定資産処分損	11
投資有価証券評価損	2,425
その他	189
特別損失合計	2,626
税金等調整前四半期純損失()	6,222
法人税等	2,302
少数株主利益	23
四半期純損失()	3,943

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	1,676
減価償却費	3,671
貸倒引当金の増減額(は減少)	493
退職給付引当金の増減額(は減少)	117
受取利息及び受取配当金	3,142
支払利息	282
持分法による投資損益(は益)	157
有形固定資産売却損益(は益)	30
投資有価証券売却損益(は益)	26
投資有価証券評価損益(は益)	2,797
売上債権の増減額(は増加)	24,972
たな卸資産の増減額(は増加)	11,405
仕入債務の増減額(は減少)	21,149
その他	14,386
小計	1,628
利息及び配当金の受取額	2,247
利息の支払額	278
法人税等の支払額	4,546
過年度法人税等の支払額	16,838
営業活動によるキャッシュ・フロー	17,788
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	67,579
定期預金の払戻による収入	19,180
有形固定資産の取得による支出	3,440
有形固定資産の売却による収入	662
無形固定資産の取得による支出	161
投資有価証券の取得による支出	247
投資有価証券の売却による収入	1,137
貸付金の回収による収入	40,828
その他	124
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,743
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	7,352
長期借入金の返済による支出	1,086
配当金の支払額	1,704
その他	15
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,546
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,299
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	26,285
現金及び現金同等物の期首残高	57,100
現金及び現金同等物の四半期末残高	¹ 30,814

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 第2四半期連結会計期間から、子会社であるP&F USA, Inc. は重要性が増加したため、連結の対象に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 13社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(3) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期</p>

	<p>当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)</p>
	<p>連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	<p>当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)</p>
<p>固定資産の減価償却費の算定方法</p>	<p>当社及び国内連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）を採用しているため、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	<p>当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)</p>
<p>税金費用の計算</p>	<p>税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p> <p>なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1.有形固定資産の減価償却累計額は、54,488百万円 であります。	1.有形固定資産の減価償却累計額は、58,169百万円 であります。

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)								
<p>1.販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">販売手数料</td> <td style="text-align: right;">4,443百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">特許権使用料</td> <td style="text-align: right;">5,700</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">従業員給料手当</td> <td style="text-align: right;">5,084</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">試験研究費</td> <td style="text-align: right;">4,354</td> </tr> </table> <p>2.タックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分 当社は、平成20年6月16日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成17年3月期から平成19年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。前回(平成17年6月28日付)のタックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分について大阪地方裁判所で審理が進んでいる状況において、前回同様に更正処分がなされたことは誠に遺憾であり到底承服できるものではなかったため、当社は、平成20年8月6日に大阪国税不服審判所に対して審査請求を行いました。審査請求に基づく審理は継続中ですが、審査請求を行ってから3か月が経過し、取消訴訟を提起できる状況になりましたので、平成20年11月14日、大阪地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起いたしました。今後は、前回の訴訟と併合して審理が行われることとなります。</p> <p>追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め15,038百万円(附帯税を含め16,838百万円)であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号)に従い、第1四半期連結会計期間において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。</p> <p>なお、本税制は対象となる外国法人の各事業年度終了の時の現況によって判定されますので、ご参考までに調査対象年度の翌事業年度以降の当社の香港子会社の所得について当該税制による影響額を試算した場合、当社が平成20年3月期において当社の香港子会社より受領した配当額を対象所得から控除して算出した結果、法人税、住民税及び事業税は合計で約700百万円と見積もられます。この影響額につきましては、上記理由により現時点では、会計処理を行っておりません。</p>	販売手数料	4,443百万円	特許権使用料	5,700	従業員給料手当	5,084	試験研究費	4,354
販売手数料	4,443百万円							
特許権使用料	5,700							
従業員給料手当	5,084							
試験研究費	4,354							

当第3四半期連結会計期間
 (自平成20年10月1日
 至平成20年12月31日)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額
 は次のとおりであります。

販売手数料	1,758百万円
特許権使用料	1,142
従業員給料手当	1,772
試験研究費	1,312

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間
 (自平成20年4月1日
 至平成20年12月31日)

1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結
 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
 (平成20年12月31日現在)

現金及び預金勘定	84,047百万円
預入期間が3か月を超える定 期預金	53,233
現金及び現金同等物	30,814

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 36,104千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,011千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社7百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月2日 取締役会	普通株式	1,704	50	平成20年3月31日	平成20年6月4日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)

当社グループの事業はすべて電気機械器具の製造販売に集約されており、事業区分はしておりません。
このため事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	24,008	65,856	36	5,534	95,436	-	95,436
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	21,895	13	31,097	0	53,004	(53,004)	-
計	45,904	65,870	31,133	5,533	148,441	(53,004)	95,436
営業利益又は営業損失 ()	525	27	1,210	673	1,385	338	1,047

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	86,290	140,671	359	12,773	240,096	-	240,096
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	102,869	26	144,494	13	247,404	(247,404)	-
計	189,160	140,698	144,854	12,786	487,500	(247,404)	240,096
営業利益又は営業損失 ()	2,340	1,638	2,397	2,318	4,057	(784)	3,273

- (注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度により区分しております。
2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。
(1) 北米 : 米国
(2) アジア : 香港、マレーシア、タイ
(3) 欧州 : ドイツ、ポーランド

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)

	北米	アジア	欧州	その他	計
海外売上高(百万円)	71,098	1,759	11,359	2,366	86,582
連結売上高(百万円)					95,436
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	74.5	1.8	11.9	2.5	90.7

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)

	北米	アジア	欧州	その他	計
海外売上高(百万円)	171,124	5,897	30,865	5,418	213,306
連結売上高(百万円)					240,096
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	71.3	2.4	12.8	2.3	88.8

- (注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度により区分しております。
2. 各区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。
(1) 北米 : 米国、カナダ
(2) アジア : 香港、シンガポール
(3) 欧州 : ドイツ、イギリス、フランス
(4) その他 : オーストラリア
3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
当第3四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成20年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役兼執行役 1名、当社執行役員 10名 当社従業員 315名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 431,700株
付与日	平成20年11月20日
権利確定条件	付されていません。
対象勤務期間	平成20年11月20日から権利確定日まで。なお、権利確定日は、段階的な権利行使期間に応じて定められ、最終の権利行使期間の開始日は平成28年8月1日であります。
権利行使期間	自平成22年8月1日 至平成29年7月31日
権利行使価格(円)	1,609
付与日における公正な評価単価(円)	
a(注)	440
b(注)	447
c(注)	454
d(注)	458
e(注)	475
f(注)	487
g(注)	510

(注)以下の権利行使可能期間毎に算定を行っております。

- a 平成22年8月1日から平成29年7月31日まで
- b 平成23年8月1日から平成29年7月31日まで
- c 平成24年8月1日から平成29年7月31日まで
- d 平成25年8月1日から平成29年7月31日まで
- e 平成26年8月1日から平成29年7月31日まで
- f 平成27年8月1日から平成29年7月31日まで
- g 平成28年8月1日から平成29年7月31日まで

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 3 四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年 3月31日)	
1 株当たり純資産額	3,810.66円	1 株当たり純資産額	4,630.58円

2 . 1 株当たり四半期純損失

当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年12月31日)		当第 3 四半期連結会計期間 (自 平成20年10月 1日 至 平成20年12月31日)	
1 株当たり四半期純損失	470.66円	1 株当たり四半期純損失	115.68円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、1 株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1 株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年12月31日)	当第 3 四半期連結会計期間 (自 平成20年10月 1日 至 平成20年12月31日)
1 株当たり四半期純損失		
四半期純損失 () (百万円)	16,046	3,943
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失 () (百万円)	16,046	3,943
期中平均株式数 (千株)	34,093	34,093
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第 3 四半期連結会計期間 (自平成20年10月 1日 至平成20年12月31日)

該当事項はありません。

2【その他】

タックスヘイブン対策税制について

(1) 当社は、平成17年6月28日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成14年3月期から平成16年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成18年7月25日に大阪国税不服審判所に対して審査請求を、平成18年11月16日に大阪地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起いたしました。

その後、平成20年7月3日、大阪国税不服審判所より、当社の主張を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。当社は、今回の裁決は誠に遺憾であり到底承服できるものではありません。今後は、裁判において当社の正当性を主張していく所存であります。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め16,651百万円（附帯税を含め19,184百万円）であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号）が平成19年3月8日付けで改正され、追徴税額の会計処理方法が明文化されたため、平成19年3月期に「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

(2) 当社は、平成20年6月16日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成17年3月期から平成19年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。前回（平成17年6月28日付）のタックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分について大阪地方裁判所で審理が進んでいる状況において、前回同様に更正処分がなされたことは誠に遺憾であり到底承服できるものではなかったため、当社は、平成20年8月6日に大阪国税不服審判所に対して審査請求を行いました。

審査請求に基づく審理は継続中ですが、審査請求を行ってから3か月が経過し、取消訴訟を提起できる状況になりましたので、平成20年11月14日、大阪地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起いたしました。今後は、前回の訴訟と併合して審理が行われることとなります。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め15,038百万円（附帯税を含め16,838百万円）であります。これについては、第1四半期連結会計期間において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。